

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023年1月12日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則やガイドラインに適合することについて、外部評価を受けていることを確認しています。

（シンジケートローンにおいてはアレンジャー等第三者が確認を行ったものを含む）

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（ICMA）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則やガイドラインに適合することについて、外部評価を受けていることを確認しています。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則やガイドラインに適合することについて、外部評価を受けていることを確認しています。

（シンジケートローンにおいてはアレンジャー等第三者が確認を行ったものを含む）

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

（１）対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- 「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」
- 次の4つの要件をすべて満たす融資であること
- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること

- ②融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、各所轄部署と池田泉州ホールディングスのサステナビリティ担当部署が協議の上経営会議にて決定しております。また、投融資にかかる当該基準への適合性については、所轄部署による確認を実施しております。

## 2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

FIT法に基づく事業認定を受けた再生可能エネルギー関連プロジェクトへの融資であること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、各所轄部署と池田泉州ホールディングスのサステナビリティ担当部署が協議の上経営会議にて決定しております。また、投融資にかかる当該基準への適合性については、所轄部署による確認を実施しております。  
なお、FIT法に基づく事業認定の確認を通じて、環境関連法令に従って環境に対するネガティブな影響に対処していることを確認しております。

以 上